曽於市工事成績評定要領の運用について

曽於市工事成績評定要領の運用については第2条が示すとおりとするが，運用にあたっては，下記の点に留意してください。

記

１　工事成績評定は，「曽於市工事成績評定要領」を使用する。

２　「曽於市建設工事成績評定要領」の第２条（８）の工事においては，特記仕様書に記入し，受注者が事前に確認できるようにすること。

３　工事成績評定の運用については，別記工事成績評定表の記入要領によることとする。

４　この通知は，令和4年4月1日以降の入札執行分から適用する。

（別添）　　　　工事成績評定表の記入要領について

１　工事成績の評定については，別記様式第１「工事成績評定表」で行うものとする。

２　各評定項目の評点は，「別紙―１～４の考査項目別運用表」によるものとする。また，工事における「工事特性」，「創意工夫」，「社会性等」に関しては，受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし，提出があった場合にはこれを考慮する。

３　評定は，検査時点の状況を対象とし，従前の手直し等を考慮しないこと。

　　なお，検査の結果，手直しなどがあった場合は，手直し前の状態を対象として評定すること。

４　評定点は，標準点65点に各評定項目の加減点を合計し評定点とする。

５　評定点合計は，各評定者の評点を調整し評定点合計とする。